

平成12年 労働者災害補償保険法

〔問 4〕 保険給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 傷病補償年金は、当該傷病による障害の程度が傷病等級の第1級又は第2級のいずれかに該当する場合に支給される。
- B 障害補償給付を支給すべき障害が二以上ある場合の障害等級は、重い方の障害等級によるが、次の場合には、重い方の障害をそれぞれ当該各号に掲げる等級だけ繰り上げた等級による。
 - ① 第13級以上の障害が二以上あるとき 1級
 - ② 第9級以上の障害が二以上あるとき 2級
 - ③ 第6級以上の障害が二以上あるとき 3級
- C 遺族補償給付を受けることのできる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるが、そのうち遺族補償年金を受けることができるのは、配偶者、子、父母、孫及び祖父母であって労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものであり、それ以外の遺族が受けることのできるのは、遺族補償一時金である。
- D 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、各人が受ける遺族補償年金の額は、所定の額をその人数で割った額となる。遺族補償一時金についても、同様である。
- E 葬祭料は、遺族補償給付を受けることができる遺族のうち最先順位の者に支給される。